

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)

◇ 公 告

消防設備士講習の実施(消防防災課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の実施(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第七百三十八号

米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業(農業用河川工作物応急

対策事業榎原地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市中町二〇米子市四ヶ村堰土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十九号

中山町が行う土地改良事業(農村地域定住促進対策事業長野地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（菴谷）地区区画整理）を昭和六十二年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十一号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	倉吉市農業協同組合	土地改良事業の名称	団体管農地開発農業高城地区農地開発	工事完了年月日	昭和六十二年三月三十一日
------	-----------	-----------	-------------------	---------	--------------

鳥取県告示第七百四十三号

都市計画法（昭和三十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境都市計画道路 三・四・九号日吉津陰田線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市祇園町二丁目及び陰田町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

昭和62年9月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
第四種	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第6類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目

昭和62年 11月9日 (月)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和62年 11月10日 (火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和62年 11月12日 (木)	9時30分から 12時30分まで	第二四種種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
昭和62年 11月13日 (金)	9時30分から 12時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで	第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習修了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

- 3 講習の場所
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 4 受講申請手続き
- (1) 受付期間
昭和62年9月22日(火)から同年10月3日(土)まで(郵送の場合は、昭和62年10月3日(土)までの消印があるものは、有効とする。)
- (2) 提出先
鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会
- (3) 提出書類

- ア 受講申請書
- 2 以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。
- イ 写真
提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。
- (4) 受講手数料及びその納付方法
- ア 受講手数料
1 の講習の区分につき 5,000円
- イ 納付方法
アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 5 その他
- (1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7068)又は社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)に問い合わせること。
- 銃剣刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。
- 昭和62年9月8日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	昭和62年10月15日	午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 地下第4 会議室	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び吉住の各 警察署の管内に居住す る者
	昭和62年10月2日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市桜町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者	
経験者講習	昭和62年10月23日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議室	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び吉住の各 警察署の管内に居住す る者
	昭和62年10月23日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議室	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び吉住の各 警察署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考 査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円
イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】